

浄水水質検査結果書

第 25-SS-01662 号
2025 年 7 月 16 日

国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関 登録番号第2号

十里木別荘管理株式会社

様

静岡県焼津市塩津1番地の1

一般財団法人静岡県生活科学検査センター

理事長 岡田 国



2025年7月9日 にご依頼のありました試料の情報は、次のとおりです。
(当方が採水した試料以外については、検査依頼書等より転記した情報であり、当方の管理下ではありません。)

採水年月日	2025年7月9日	気 温	27.5℃	水 温	21.5℃
水源又は施設の名称	十里木別荘分譲地簡易水道			採水時残留塩素	***
採水地点	管理事務所 給水栓				
採水者名	*** (所属) 十里木別荘管理株式会社				

試料の検査結果は下記のとおりです

検査事項		水質基準に関する厚生労働省令第101号に基づく水質検査 検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による						
No.	検査項目	検査結果	No.	検査項目	検査結果	No.	検査項目	検査結果
1	一般細菌	0 CFU/mL	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L未満			
2	大腸菌	検出しない	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.2 mg/L未満			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L未満	47	pH値	8.1			
21	塩素酸	0.06 mg/L未満	48	味	異常なし			
22	クロロ酢酸	0.002 mg/L未満	49	臭気	異常なし			
23	クロロホルム	0.0002 mg/L未満	50	色度	0.5 度未満			
24	ジクロロ酢酸	0.002 mg/L未満	51	濁度	0.1 度未満			
25	ジブロモクロロメタン	0.0003 mg/L			以下余白			
26	臭素酸	0.001 mg/L未満						
27	総トリハロメタン	0.01 mg/L未満						
28	トリクロロ酢酸	0.002 mg/L未満						
29	ブロモジクロロメタン	0.0002 mg/L未満						
30	ブロモホルム	0.0002 mg/L未満						
31	ホルムアルデヒド	0.004 mg/L未満						
38	塩化物イオン	2.0 mg/L						
40	蒸発残留物	64 mg/L						
42	ジェオスミン	0.000001 mg/L未満						
判定		上記水質項目については水質基準に適合である						
検査期日		2025年7月9日 ~ 2025年7月15日			検査責任者		技術部長 田村 博	
備考								

・当センターの文書による承認なしでは、完全な複製を除き、本結果書の一部だけの複製はできません。

・試験検査所：一般財団法人静岡県生活科学検査センター焼津検査所 焼津市塩津1番地の1 TEL 054-621-5003

・pH値は独立行政法人製品評価技術基盤機構によりISO/IEC17025:2017の認定を取得した検査項目です。(検査方法：平成15年厚生労働省告示第261号 別表第31) 1/1

基準値一覧

(平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号)

番号	項目名	基準値	定量下限値 (注 2)検査方法	番号	項目名	基準値	定量下限値 (注 2)検査方法
1	一般細菌	100CFU/mL 以下	0CFU/mL (別表第1)	27	(注 1) 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	0.01mg/L (別表第15)
2	大腸菌	検出されないこと	***** (別表第2)	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	0.002mg/L (別表第17の2)
3	カドミウム及び その化合物	カドミウムの量に関して、 0.003mg/L 以下	0.00015mg/L (別表第6)	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第15)
4	水銀及びその 化合物	水銀の量に関して、 0.0005mg/L 以下	0.00005mg/L (別表第7)	30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第15)
5	セレン及びその 化合物	セレンの量に関して、 0.01mg/L 以下	0.0005mg/L (別表第6)	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	0.004mg/L (別表第19の2)
6	鉛及びその化 合物	鉛の量に関して、 0.01mg/L 以下	0.0005mg/L (別表第6)	32	亜鉛及びその化 合物	亜鉛の量に関して、 1.0mg/L 以下	0.002mg/L (別表第6)
7	ヒ素及びその化 合物	ヒ素の量に関して、 0.01mg/L 以下	0.0005mg/L (別表第6)	33	アルミニウム及び その化合物	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/L 以下	0.005mg/L (別表第6)
8	六価クロム化合 物	六価クロムの量に関して、 0.02mg/L 以下	0.002mg/L (別表第6)	34	鉄及びその化合 物	鉄の量に関して、 0.3mg/L 以下	0.02mg/L (別表第6)
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	0.004mg/L (別表第13)	35	銅及びその化合 物	銅の量に関して、 1.0mg/L 以下	0.002mg/L (別表第6)
10	シアン化物イオン 及び塩化シアン	シアンの量に関して、 0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第12)	36	ナトリウム及びそ の化合物	ナトリウムの量に関して、 200mg/L 以下	0.5mg/L (別表第6)
11	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	0.1mg/L (別表第13)	37	マンガン及びその 化合物	マンガンの量に関して、 0.05mg/L 以下	0.001mg/L (別表第6)
12	フッ素及びその 化合物	フッ素の量に関して、 0.8mg/L 以下	0.05mg/L (別表第13)	38	塩化物イオン	200mg/L 以下	0.2mg/L (別表第13)
13	ホウ素及びその 化合物	ホウ素の量に関して、 1.0mg/L 以下	0.01mg/L (別表第6)	39	カルシウム、マグネシウム 等(硬度)	300mg/L 以下	2.0mg/L (別表第6)
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第15)	40	蒸発残留物	500mg/L 以下	10mg/L (別表第23)
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	0.003mg/L (別表第15)	41	陰イオン界面活 性剤	0.2mg/L 以下	0.02mg/L (別表第24)
16	シス-1,2-ジクロロエチレ ン及びトランス-1,2-ジク ロロエチレン	0.04mg/L 以下	0.0004mg/L (別表第15)	42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	0.000001mg/L (別表第25)
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第15)	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	0.000001mg/L (別表第25)
18	テトラクロロエチ レン	0.01mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第15)	44	非イオン界面活 性剤	0.02mg/L 以下	0.002mg/L (別表第28の2)
19	トリクロロエチレ ン	0.01mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第15)	45	フェノール類	フェノールの量に関して、 0.005mg/L 以下	0.0005mg/L (別表第29)
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第15)	46	有機物(全有機炭 素(TOC)の量)	3mg/L 以下	0.2mg/L (別表第30)
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	0.06mg/L (別表第13)	47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	***** (別表第31)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	0.002mg/L (別表第17の2)	48	味	異常でないこと	***** (別表第33)
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第15)	49	臭気	異常でないこと	***** (別表第34)
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	0.002mg/L (別表第17の2)	50	色度	5 度以下	0.5 度 (別表第36)
25	ジブロモクロロメ タン	0.1mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第15)	51	濁度	2 度以下	0.1 度 (別表第41)
26	臭素酸	0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第18)	*	*****	*****	*****

注 1: 総トリハロメタンとはクロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルムの各濃度の総和

注 2: 検査方法の別表とは、『平成 15 年厚生労働省告示第 261 号』に対応したもの